

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月31日
【報告者の名称】	株式会社東洋製作所
【報告者の所在地】	神奈川県大和市下鶴間1634番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	046(272)3000
【事務連絡者氏名】	企画経理部長 萩谷 英治
【縦覧に供する場所】	株式会社東洋製作所 (神奈川県大和市下鶴間1634番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社東洋製作所をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、三菱重工業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の記載において、「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 三菱重工業株式会社  
所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年5月30日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社普通株式8,295,000株（当社が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（22,296,204株）から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在当社が所有する自己株式数（従業員持株ESOP信託口の所有する377,000株を除きます。以下、他の取扱いを定めていない限り同じです。）（880,427株）を控除した数（21,415,777株）に占める割合にして38.73%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成25年5月30日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場している当社の発行済普通株式のうち、当社の自己株式を除く全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の第2位（平成24年9月30日時点）の株主である株式会社ニチレイ（以下「ニチレイ」といいます。）（本書提出日現在の所有株式数2,465,000株、当社が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数22,296,204株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）11.05%（小数点以下第三位を切り捨てしております。以下、所有割合の計算において同様に計算しております。）との間で、その所有する当社普通株式の全て（2,465,000株、所有割合11.05%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年5月30日付で締結しております。当社の第2位の株主であるニチレイは、公開買付者から独立した立場にあり、かつ、多数の当社普通株式を所有する株主として、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件について十分な交渉を行うインセンティブを有すると見込まれたことから、公開買付者はニチレイとの交渉を通じて本公開買付けの公正性を担保することを目的として、平成25年3月頃、公開買付者からニチレイに対し本応募契約の締結に向けた提案を行いました。その後、公開買付者は、ニチレイとの複数回に亘る交渉を実施し、平成25年5月30日付で本応募契約の締結に至りました。

本応募契約の概要については、下記「公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株（所有割合31.07%）としております。当該買付予定数の下限は、(a)当社が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（22,296,204株）から、( )同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在当社が所有する自己株式数（880,427株）、( )本書提出日現在における公開買付者が所有する当社普通株式数（8,295,000株）、( )公開買付者の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社（本書提出日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%）及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社（本書提出日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「公開買付者関連会社ら」といいます。）が所有する当社普通株式数（721,000株）、並びに( )公開買付者の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏（本書提出日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「公開買付者関連会社役員」といいます。）が所有する当社普通株式数（15,000株）を控除した株式数（12,384,777株）の過半数に相当する株式数（6,192,389株。これは、公開買付者並びに公開買付者関連会社ら及び公開買付者関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する当社の普通株式数に当たります。）に、(b)公

開買付者関連会社ら及び公開買付者関連会社役員が所有する当社普通株式数（736,000株）を加えた株式数から1単元（1,000株）未満に係る数を切り上げた株式数となります（なお、公開買付者が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、公開買付者の所有する当社普通株式数は15,224,000株（所有割合68.28%）となります。）。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が6,929,000株（所有割合31.07%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、当社普通株式を所有する公開買付者関連会社ら及び公開買付者関連会社役員は公開買付者の調査により本書提出日現在判明しているものとなります。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、当社に対し、本公開買付け終了後に、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、当社を公開買付者の完全子会社とする予定です。

#### 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、明治17年の創立以来、お客様や社会とともに歩み、時代に先駆けた新しい「ものづくり」に挑戦することで、世界の人々の暮らしを支えるさまざまな製品を提供し続け、社会の発展に貢献してまいりました。その製品分野は宇宙ロケットから発電設備、船舶、産業機器、家庭用エアコンまで非常に幅広く、これら700品目にのぼる製品はどれも人々の生活の基盤を築いてまいりました。公開買付者の世界のインフラストラクチャー（社会・産業・基幹施設）整備に携わってきた経験と知識を活かすことで、地球規模で人々の生活に関わる課題に対する答えを提供でき、公開買付者の活躍のフィールドはますます広がりつつあると考えます。特に、経済成長に伴うエネルギー需要の拡大と、その環境負荷等が複雑に絡み合った問題である「地球温暖化」への対策として、世界的な規模で、その主な原因の一つとされる二酸化炭素の排出を削減する低炭素社会への転換が迫られています。公開買付者は、エネルギーの安定供給と環境負荷の削減を両立させる多様な分野の技術・製品を保有する企業として、低炭素社会の実現に向けた総合的なソリューションを提供し、これまでに広範な分野で培ってきた自社技術をインテグレーションすることで、既存事業の強みを活かした新規事業の創生に取り組み、エネルギー・環境分野でのリーディングカンパニーを今後は目指していきます。

公開買付者のエネルギー・環境分野の主要事業のひとつである冷熱事業は、大きく区分すると、空調（家庭用エアコン、業務用エアコン）、大型冷凍機という定置用事業と、カーエアコン、輸送冷凍機等の車両用事業の2つに分けることができます。そして、公開買付者の冷熱事業の軸の技術であるヒートポンプ技術は、平成20年に欧州連合（EU）で先行して再生可能エネルギーとして定義され、また日本においても平成21年に「エネルギー供給構造高度化法」において再生可能エネルギーとして位置づけられるなど、再生可能エネルギーのひとつとして太陽光、風力、水力等と同様に認知されています。今日では、当該技術は低炭素社会に向けた有力なエネルギー源として、世界的に普及が進み、先進国だけでなく新興国においても需要は拡大基調にあります。公開買付者では、この技術を活用して車両用事業も含む幅広い製品ラインアップを展開する一方で、電気式のヒートポンプ給湯市場にも進出したほか、日系メーカーの中では早期に海外市場へ進出し、欧州、中国、アジア等においても幅広く事業を展開しています。

公開買付者の冷熱事業における定置用事業と当社は、広い意味での空調・冷凍という事業フィールドを共有しています。定置用事業における市場については、国内市場は既に成熟傾向にあり、少子高齢化、国内投資の減少等により、中長期的に伸長が見込めない状況にあります。一方、海外市場では、先進国でのエアコン普及率の向上と新興国での経済成長に伴う生活水準の向上、人口の増加等により、今後も高い成長が見込まれます。しかしながら、事業環境としては、機器単体の付加価値は価格競争の激化により年々低下してきており、サプライチェーンの下流であるソリューション、工事、アフターサービス等に付加価値が移行している状況にあります。また、競合状況としても、従来は高い技術力を背景に日系メーカーが世界的にも高いシェアを確保していましたが、近年では中国、韓国のローカルメーカーの台頭が著しく、競争は年々厳しさを増しています。

このような事業環境において、公開買付者では、定置用事業の事業基盤の強化及び事業規模の拡大を図るため、次の施策を推進しています。

- （ア）サプライチェーンの下流にあるソリューション・サービス事業の強化を図り、機器販売からアフターサービスまでを一貫して担う事業体制を構築し、機器単体販売が主体の事業体質を強化
- （イ）システム提案に注力することで機器単体だけでは難しい競合する他社商品との差別化を図り、価格競争を回避
- （ウ）主に商業施設、工場等を対象とした業務用・産業用のヒートポンプ給湯機を発売し、国内・海外での拡販を推進することで、二酸化炭素削減・省エネを目的とした電気式のヒートポンプ給湯機市場の近年の急速な拡大を捕捉

(工) これまで区分してきた空調と大型冷凍機の組織を統合し、空調と大型冷凍機の中間の能力にあるチラー、ヒートポンプ給湯機における共同開発・販売を推進

また、公開買付者は、当社の設立時の出資者（2社）のうちの1社であり、公開買付者と当社は、冷熱事業という共通の事業基盤を有しているほか、当社が公開買付者の大型冷凍機のサービス特約店、空調機器の代理店という関係にあることに加え、特定の商品開発のパートナーとして、冷熱事業を基盤とした緩やかな協業関係を継続しており、新商品の開発、販売面で一定の成果が出ていると考えています。しかし、公開買付者は、国内市場の低迷と価格競争の激化等により、今後、事業環境が更に厳しくなるという認識をもっており、両社がこれまで以上に協業を深化させることで、両社の企業価値を向上させるような連携強化に向けた検討を実施してまいりました。

その結果、公開買付者が当社を完全子会社化して両社の連携を強化することによって、両社間においてより緊密な事業面での連携と機能再編が可能になるとの考えに至り、平成25年2月に公開買付者から当社へ完全子会社化の提案をいたしました。これにより、公開買付者と当社による冷熱事業全般の技術、営業、生産等の各バリューチェーンでの協業を展開し、各種シナジーを創出することに両社が最大限の努力をすることで、連結業績向上に寄与できるものと思われまます。また、当社にとっても、大型冷凍機のサービス事業、エンジニアリング事業等のシナジー効果の享受が可能となるものと思われまます。更には両社が有限な経営資源を最大限に活用し、効率的な事業展開を進め、シナジーを最大限に発揮することができると判断し、公開買付者は平成25年5月30日開催の取締役会において、公開買付者による当社の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決議いたしました。

当社の意思決定の過程及び理由

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程は、以下のとおりです。

当社は、昭和27年に「冷熱エンジニアリングの高度利用」を目的として、ニチレイ（当時は日本冷蔵株式会社）と公開買付者の共同出資で設立された企業です。その業務内容は主に製氷、冷蔵用を主体とし、ビルの空調、化学工場等向けの冷熱機器の販売、エンジニアリングにも早くから取り組んできました。昭和37年には東京証券取引所市場第二部に上場し、神奈川県大和市に工場を新設しました。現在では、冷凍冷蔵倉庫、環境試験装置等のエンジニアリング事業、エアハンドリングユニット（外部熱源設備から供給される冷水、温水、蒸気等を用いて、温度・湿度を調節した空気を、各部屋に供給する一体型の大型空気調和機）、公開買付者の大型冷凍機等のサービス事業を含めた空調事業を二本柱とし、国内における冷凍冷蔵業界の中で一定の地位を築いております。

エンジニアリング事業では、低温物流、食品加工、飲料冷却、環境試験、製造工場プロセス及び特殊空調等の冷熱・環境エンジニアリングシステムの設計、製作、施工並びに保守サービスを主たる業務とし、省エネ、環境保護を通じて、社会に貢献し評価を得ています。また、業種、生産設備ごとに異なるオーダをカスタムメイドで作り上げる技術により、冷熱関連のEPC（Engineering Procurement Construction）企業として、食品をはじめとして最先端のIT企業まで幅広い業種に展開しています。特に環境対応技術として脱フロン自然冷媒（CO<sub>2</sub>、NH<sub>3</sub>）を使った冷凍ユニットの普及を図っています。

空調事業では、空調・冷凍機器の製造・販売並びに公開買付者の空調製品及び大型冷凍機の据付試運転及び保守サービスを主たる業務とし、一貫して様々なお客様のニーズに合わせて快適な環境を作るための事業を展開しております。熱源機器からターミナル機器、冷媒機器まで幅広い品揃えと高度な技術力及び全国規模の販売・サービス網の展開で、高い評価を得ています。また、省エネ・環境対策効果の高い「直膨エアハンドリングユニット」等を自社で開発し、販売しています。

当社の事業環境としては、事業の主体である国内市場が、少子高齢化、国内投資の減少等により、横ばいないし減少傾向にあるため、今後、更に事業環境は厳しくなると予想されます。したがって、拡大するグローバル市場へ進出して、事業機会を拡大させることが必要であり、またそれを可能にするコスト競争力強化も急務であり、競合他社と同様に海外展開についても加速していくことが大きな課題となっています。また、当社の空調事業の業務のひとつである公開買付者の大型冷凍機のサービス事業については、当社の保守対象台数が減少傾向にあるため、収益への影響が避けられない状況にあります。このような事業環境において、当社は、経営課題として次の3つの施策を推進しております。

(ア) 受注・売上の確保

脱フロンの推進を見据えた改良型自然冷媒機器、ヒートポンプ製品の投入、セールスエンジニアによるリニューアル市場に対する提案営業とサービス網を活かした工事を含んだ受注活動の展開によりお客様ニーズに対応。一方、急速に進むお客様の海外展開には、海外展開力の強化と支援体制の構築を図り、海外事業を拡大。

(イ) コストダウンの推進

受注時のリスク管理の強化と徹底した予算管理の実施や海外調達拡大等を含めた購買費用の削減を推進するとともに、設計や製造工程の標準化、施工現場の工程管理の強化による作業時間の短縮と生産性の向上を推進。また、販売、購買、会計等の基幹システムの刷新による、間接業務の大幅な簡略化と、管理・間接業務の最小化を実現し、固定費の削減を図る。

(ウ) 品質向上の推進

設計・施工部門における技術力の強化、チェック体制の充実による不適合の未然防止だけでなく、品質会議の強化による不適合事象の早期解決と徹底的な原因分析を推進し、品質の向上を図る。また、技術力の維持向上を目的として、設計支援体制の強化等の計画的な技術継承を推進。

以上のような経緯を踏まえ、平成25年2月に当社が公開買付者から完全子会社化の提案を受けて以降、当社はこの完全子会社化の提案について慎重に協議し検討を続けてきました。その結果、当社は、公開買付者の完全子会社になることにより上記の経営課題を克服し、当社の企業価値を向上させることが最善の策であると判断いたしました。

具体的には、当社が公開買付者の完全子会社となることにより以下の施策の実行による企業価値の向上を図ることができると考えております。

(ア) 当社は国内の顧客を中心に事業を推進していますが、国内市場は人口減少、海外への工場移転等により、今後の伸長が望めない状況にあります。競合企業は既に海外展開を進めていますが、当社は、国内顧客の海外進出に付随した工事を受注するにとどまっており、海外市場への対応が、当社の喫緊の経営課題となっています。一方、公開買付者は既にグローバルに事業を展開し、海外においても、多くの工場、事務所等の事業拠点及び豊富な販売ネットワーク等を有しており、また当社が主体とするEPC事業についても、これまでに数多くのEPC案件を手掛けております。このため、当社が、公開買付者の海外事業のノウハウ、事業インフラを活用することにより、当社の海外展開を加速していくことができます。また、海外展開のノウハウを享受することを目的として、当社と公開買付者において、人事交流を実施することなども検討いたします。

- (イ) エンジニアリング事業については、公開買付者は総合重工業メーカーとして、各種プラントを取り扱っています。近年の傾向として、地球温暖化防止の観点とランニングコスト改善の観点から、プラント内で発生する熱の有効活用がひとつの課題となっています。一方、当社は、冷却や排熱回収及び冷却技術を活用したCO<sub>2</sub>回収技術等の熱利用技術を持っており、この技術を活用することで、公開買付者プラントの競争力強化と当社の事業規模拡大を図ることができます。また、低温エンジニアリングの分野では、今後フロン系の冷媒が規制される傾向にある中、公開買付者はフロンレスのコンプレッサーの技術を有しており、この技術を当社が活用することで、低温市場や急速冷凍市場での事業拡大を図ることができます。環境試験装置の分野においても公開買付者は静音化の技術等の高度な技術を持っており、これらの技術を当社が活用することで、当社の事業拡大に寄与することができます。さらに、公開買付者はEPCを含めて幅広い事業に対応する技術力を有しており、各種の技術的な課題に対して迅速に、的確に対応することができます。当社が、公開買付者の技術力を活用することで、当社におけるエンジニアリング力の基盤強化にも寄与するとともに、当社を完全子会社化することにより、当社において公開買付者の技術力の活用がより容易になり、一層の技術交流が可能となります。
- (ウ) 空調事業については、当社は冷凍機本体の工事・サービスに加えて、公開買付者が取り扱っていない空調機の周辺機器の工事・サービスについての対応力を有しており、公開買付者の空調機のサービス事業と併せることにより、サービス事業の拡大を図ることができます。また、大型冷凍機のサービス業務について公開買付者と当社では、一部重複する体制となっているため、今回、当社を完全子会社化することにより、業務プロセスをシンプルにして省力化を図るとともに、この省力化で捻出された人員によりサービス需要を開拓することで、サービス事業の売上の拡大を図ります。また、サービス以外の大型冷凍機に関する各種業務についても、公開買付者と当社による一体運営を検討し、事業体質の強化を図ります。
- (エ) 公開買付者は、これまでに、各種の業務処理のプロセス改善やシステム化等に注力してきており、経理、営業、資材等の各種経営管理システム、設計者の育成及び設計の効率向上を目的とした設計支援システム、工場の生産性の向上を図る生産管理システム等の各種ノウハウ及びシステムツールを保有しています。これらを活用することで、当社の経営基盤の強化、技術力の向上、設計、工作の効率化等に大きく寄与することができます。

以上のとおり、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者の持っている海外展開力や技術力を活用することが可能となり当社事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また公開買付者との重複業務を整理することで当社の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、公開買付者の提案は、当社の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、平成25年5月上旬以降、複数回に亘り、当社は公開買付者とともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件について協議を重ねてきました。

そして、当社として、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）から平成25年5月30日に提出された株式価値算定報告書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）から得た法的助言、下記「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(エ)当社における独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を慎重に検討し、併せて、当社の市場株価に対して、本取引と同種の事案におけるプレミアム水準に照らし十分なプレミアムが付されていることなどを総合考慮した結果、公開買付者から提案を受けた本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、有原正彦氏及び大谷邦夫氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。なお、有原正彦氏及び大谷邦夫氏は、当社の取締役の立場で、公開買付者との協議、検討及び交渉に参加しておりません。また、当社の取締役のうち、黒川英樹氏は公開買付者の元冷熱事業本部副事業部長であり、また二見昌明氏は公開買付者の元横浜製作所副所長であった者ですが、いずれも公開買付者を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、また当社の経営者として公開買付者から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。

#### 本公開買付け後の経営方針

前述のとおり、公開買付者並びに公開買付者の子会社及び関連会社から形成される三菱重工業グループとして更なる企業価値向上を達成するために、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本完全子会社化手続（詳細は、下記「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）の実施を当社に要請し、かかる本完全子会社化手続を経て、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しているとのことです。公開買付者は、本完全

子会社化手続完了後における当社の経営方針として、期待されるシナジー効果をできる限り早期に実現することを第一として、両社の経営資源を活用し、必要な施策とその推進体制について当社と協議の上、速やかに実行していく考えとことです。また、本完全子会社化手続完了後の当社の経営体制については、基本的には現状の体制を維持していくことを想定しているとのことですが、公開買付者と当社のシナジーを最大限に引き出す体制とするため、今後も検討を継続し、最終的には、本完全子会社化が完了した後（なお、現時点では、平成25年11月下旬を目途に本完全子会社化手続を完了させることを予定しているとのことですが。）に確定することを予定しているとのことですが。なお、当社において公表した平成25年5月10日付「役員異動に関するお知らせ」のとおり、当社は、同日開催の取締役会において、取締役の選任については平成25年6月開催予定の第74期定時株主総会において決議されることを前提に、取締役の異動の予定を決議いたしました。具体的には、当社取締役である山本泰嗣氏、赤間正伸氏及び大谷邦夫氏の3名が退任する一方で、その他の当社取締役である黒川英樹氏、久良知健氏、二見昌明氏及び有原正彦氏の4名は重任し、加えて、平野功氏、山下誠一氏及び田口巧氏の3名が新たに当社取締役に就任する予定です。

買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、当社を持分法適用関連会社としており、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

(ア) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定に当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成25年5月30日に提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にしたとのことですが。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社普通株式の価値算定を行ったとのことですが。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことですが。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことですが。

( ) 市場株価平均法：216円～249円

市場株価平均法では、基準日を平成25年5月29日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の直近6か月平均（216円（小数点以下四捨五入。本項の円の数値について同じです。））、直近3か月平均（235円）、直近1か月平均（244円）、直近1週間平均（249円）及び基準日終値（249円）を基に、当社普通株式を分析し、1株当たり株式価値を216円から249円までと算定したとのことですが。

( ) 類似会社比較法：188円～483円

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社普通株式を分析し、1株当たり株式価値を188円から483円までと算定したとのことです。

( ) DCF法：414円～563円

DCF法では、当社から提供され、公開買付者が検討した独自の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引による効果の一部を勘案しております。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を414円から563円までと算定したとのことです。なお、DCF法の前提とした事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。これは、主に、平成25年3月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成26年3月期には計上されないことによる減益と、平成26年3月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成27年3月期には計上されないことによる増益によるものです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社普通株式の過去6か月間における市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社及び本応募契約を締結しているニチレイとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年5月30日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり542円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格542円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年5月29日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値249円に対して117.67%（小数点以下第三位四捨五入、本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成25年5月29日までの過去1か月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値244円に対して122.13%のプレミアムを、平成25年5月29日までの過去3か月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値235円に対して130.64%のプレミアムを、平成25年5月29日までの過去6か月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値216円に対して150.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

また、本公開買付価格542円は、本書提出日の前営業日である平成25年5月30日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値243円に対して123.05%のプレミアムを加えた金額となります。

(イ) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の妥当性を検討するに当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから平成25年5月30日に提出された当社株式価値算定書を参考にいたしました。

トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、トーマツから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

( ) 市場株価平均法：216円～249円

市場株価平均法では、基準日を平成25年5月29日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の直近6か月平均（216円）、直近3か月平均（235円）、直近1か月平均（244円）、直近1週間平均（249円）及び基準日終値（249円）を基に、当社普通株式を分析し、1株当たり株式価値を216円から249円までと算定しております。

( ) 類似会社比較法：272円～384円

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社普通株式を分析し、1株当たり株式価値を272円から384円までと算定しております。

( ) DCF法：331円～574円

DCF法では、当社の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引によるシナジーを勘案しております。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を331円から574円までと算定しております。なお、DCF法の前提とした当社の事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、主に、平成25年3月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成26年3月期には計上されないことによる減益と、平成26年3月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成27年3月期には計上されないと見込まれることによる増益によるものです。

(ウ) 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、TMIから本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点等について法的助言を受けております。

(エ) 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、平成25年4月2日、当社の取締役会にて本公開買付けを含む本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれが排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものとはいえないことを確認することを目的として、公開買付者及び当社の取締役会からの独立性の高い外部の有識者である坂井秀行氏（弁護士、ピングラム・マカッチェン・ムラセ外国法事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））、西田章氏（弁護士、西田法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、税理士、長谷川公認会計士事務所）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、当社が本公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)ないし(c)を前提に本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱しております。

第三者委員会は、平成25年4月2日から平成25年5月23日まで合計6回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。具体的には、当社並びに当社のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツ及びリーガル・アドバイザーであるTMIから、公開買付者による当社への提案内容、本公開買付け及び下記「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続きの目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っております。加えて、トーマツが当社に対して提出した当社株式価値算定書を参考にするとともに、トーマツから当社の株式価値の分析に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っております。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的について、当社から上記「(2)本公開買付に関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載と同様の説明を受けたところ、その説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められること、(イ)本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために本「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、(ウ)( )本公開買付価格は公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるトーマツから当社株式価値算定書を取得し、その結果を踏まえて慎重な検討がなされたものと認められること、( )上記(イ)のとおり、当社の本公開買付価格の検討過程においては、独立した法律事務所からの助言、利害関係を有しない取締役全員の承認など、公正性を担保し、利益相反を回避した上で交渉が公正に行われたと認められることなど、及び(エ)本公開買付け後において予定されている二段階買収において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成25年5月30日に、当社に対して、(a)本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められ、また、(c)本公開買付価格を含む、本取引により当社の少数株主等に交付

される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出しております。

(オ) 当社における利害関係を有しない出席取締役及び出席監査役全員の承認

当社は、トーマツから平成25年5月30日に提出された当社株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、公開買付者の完全子会社となることは、公開買付者の持っている海外展開力や技術力を活用することが可能となり当社事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また公開買付者との重複業務を整理することで当社の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年5月30日開催の当社取締役会において、有原正彦氏及び大谷邦夫氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行っております。

また、上記の当社取締役会には、矢神俊郎氏及び妹尾雅之氏を除く当社の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、有原正彦氏は公開買付者の取締役を兼任しており、また大谷邦夫氏は公開買付者と本応募契約を締結しているニチレイの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は上記の当社取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておりません。また、有原正彦氏及び大谷邦夫氏は、当社の取締役の立場で、公開買付者との協議、検討及び交渉に参加しておりません。これに対し、当社の取締役のうち、黒川英樹氏は公開買付者の元冷熱事業本部副事業部長であり、また二見昌明氏は公開買付者の元横浜製作所副所長であった者ですが、いずれも公開買付者を退職・転籍してから既に3年以上が経過しており、また当社の経営者として公開買付者から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、当社と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はございません。また、当社の監査役のうち、矢神俊郎氏は公開買付者の監査役を兼務しており、また妹尾雅之氏は公開買付者の従業員を兼務しているため、同様の観点から、両者は上記の当社取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加しておりません。

(カ) 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、当社普通株式について公開買付者以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が公開買付者の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社の発行済普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しているとのことであり、当社は以下のとおりの説明を受けております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、平成25年11月下旬を目途に本完全子会社化手続を完了させるよう、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと及び当社が全部取得条項の付された当社普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の本社の株式を交付すること、並びに上記「ないし」を付議議案を含む臨時株主総会を開催し、上

記 ないし を上程すること及び上記 の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会を開催し、上記 を上程することを当社に対して要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（ただし、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却することなどによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、( )上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨また( )上記 の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨がそれぞれ定められており、これらの方法により取得される当該普通株式1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、上記 の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、上記( )に記載される会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引き換えに当社の別個の種類株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者による当社の株式の所有状況及び公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は同等の効力を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、平成25年11月下旬を目途に本完全子会社化手続を完了させることを予定しています。）等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自で税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用法令に従い、本完全子会社化手続を実施することを予定しておりますので、その場合、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の第2位（平成24年9月30日時点）の株主であるニチレイ（本書提出日現在の所有株式数2,465,000株、所有割合11.05%）との間で、本応募契約を締結しております。ニチレイは、本応募契約に基づき、その所有する当社普通株式の全て（2,465,000株、所有割合11.05%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約には特筆すべき前提条件はありません。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
黒川 英樹	代表取締役社長	-	64,089	64
山本 泰嗣	取締役	サービス管掌	72,056	72
久良知 健	取締役	空調事業本部長	31,421	31
二見 昌明	取締役	管理本部長	29,121	29
赤間 正伸	取締役	技術管掌	32,442	32
有原 正彦	取締役	-	-	-
大谷 邦夫	取締役	-	-	-
内海 昌彦	監査役	常勤	27,868	27
矢神 俊郎	監査役	-	-	-
妹尾 雅之	監査役	-	-	-
計			256,997	255

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役 有原正彦、大谷邦夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注4) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切り捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。